

【別紙①】

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

1単位を10.88円として計算しています

※利用料について、（事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村（保険者）に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 介護予防訪問リハビリテーション	基本報酬 （1回20分以上のサービス1週 に6回が限度）	298	3,242円	325円	649円	973円

※高齢者虐待防止措置未実施減算に該当する場合

上記単位数の1%減

※業務継続計画未策定減算に該当する場合

上記単位数の1%減(令和7年4月以降適用)

※当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。また、同一の建物（同一敷地内建物等）のうち当該事業所における一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき（退院（所）日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内）	+200	2,176円	218円	436円	653円
口腔連携強化加算	1回につき（1月に1回を限度）	+50	544円	55円	109円	164円
退院時共同指導加算	1回につき（病院又は診療所から退院後、初回の訪問リハビリテーション実施時に1回）	+600	6,528円	653円	1,306円	1,959円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき	+6	65円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		+3	32円	4円	7円	10円
事業所の医師が診療を行わなかった場合の減算	1回につき	-50	544円	55円	109円	164円
12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合の減算（要件を満たさない場合）	1回につき	-30	326円	33円	66円	98円
介護職員等処遇改善加算	1月につき	所定単位数の15/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

※短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に介護予防訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院（退所）日から起算して1か月以内の期間に行うときは、1週間に付き概ね2日以上、1日あたり40分以上の個別リハビリテーションを行います。退院（退所）日から起算して1か月を超え3か月以内の期間に行うときは、1週間に付き概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※口腔連携強化加算は、利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合に、1月に1回算定します。

※退院時共同指導加算は、病院又は診療所から退院する際に訪問リハビリテーション事業所と医療機関が共同で在宅療養上の指導をした後に初回の訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※利用開始から12月が経過した後の減算は、以下の内容にて減算対象としません。

- ・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すると共に、利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画を見直していること。
- ・利用者毎にリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報をリハビリテーションの提供に活用すること。

※主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による介護予防訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。所定単位数は 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。